

岡山県充電環境整備事業補助金交付要領

（目的）

第1条 岡山県充電環境整備事業補助金の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及び岡山県充電環境整備事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 交付要綱第4条第1項に規定する知事が別に定める場合は、申請日の属する年度の4月1日前に施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する契約を締結する場合とする。この場合、補助事業に係る工事の施行を開始する年度において、交付対象者とする。

（補助金の交付申請）

第3条 交付要綱第5条第1項に規定する知事が別に定める日は、令和7年度分については、令和8年2月10日とする。ただし、申請の受付状況により、期間の途中で申請の受付を終了することがある。

（実績報告等）

第4条 交付要綱第8条第1項に規定する知事が別に定める日は、令和7年度分については、令和8年3月25日とする。

（充電設備の設置工事費）

第5条 交付要綱別表1（注2）に規定する充電設備の設置工事費の詳細項目は、別表1のとおりとする。

（交付申請書の添付書類）

第6条 交付要綱別表2に規定する書類の詳細は、別表2のとおりとする。

（実績報告書の添付書類）

第7条 交付要綱別表3に規定する書類の詳細は、別表3のとおりとする。

附 則

この要領は、令和元年5月30日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月28日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月21日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月4日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 2 月 2 7 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 2 2 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(別表1) 設置工事区分及び補助対象経費となる工事費(表中○)

工事区分及び補助対象経費となる工事費	事業	急速充電設備 設置事業		普通充電設備等 設置事業							
	充電設備	急速		普通 コンセントスタンド		コンセント		普通 コンセントスタンド		コンセント	
	設置場所	マンション等 以外	マンション等	右記以外				マンション等（利用者限定）			
	駐車場の形態	平置		平置	機械式	平置	機械式	平置	機械式	平置	機械式
(1)充電設備設置工事費											
基礎工事費		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本体搬入費		○	○	○	○			○	○		
電気配線工事費		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高圧受変電設備設置工事費		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別措置に基づく受電工事費		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 案内板設置工事費											
案内板設置工事費		○	○	○	○	○	○				
(3) 付帯設備設置工事費											
充電スペースのライン引き		○	○	○		○		○		○	
路面表示		○	○	○		○		○		○	
屋根又は小屋		○	○	○		○		○		○	
充電設備防護用部材		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電灯		○	○	○		○		○		○	
(4) その他設置に係る費用											
雑材・消耗品費、養生費		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図面作成費		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
レイアウト検討費		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電力会社立会・協議費 ※特別措置に基づく受電の場合に限る		○	○								
安全誘導員費		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
充電スペース造成費 ※既設分譲マンション等に限る		／	○	／	／	／	／	○		○	
(1)～(3)の工事でかかったその他労務費 (現場監督費、世話役等の労務費)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡例 急速：急速充電設備、普通：普通充電設備、コンセント：充電用コンセント、コンセントスタンド：充電用コンセントスタンド

(注1) マンション等(利用者限定)：岡山県充電環境整備事業補助金交付要綱別表1 普通充電設備等設置事業補助要件第5号から第8号までを満たさない場合をいう。

(別表2) 交付申請書の添付書類 ※C E V補助金の求める記載内容に準拠すること。○は提出が必須。△は場合により提出すること。

	提出書類			留意事項
①	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	原本	△	・申請者が法人の場合に提出。 ・交付申請書（様式第1号）の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。 ・岡山県充電環境整備事業補助金又は業務用車両E V等転換支援事業補助金の申請で別に提出したものが発行日から3ヶ月以内であれば、写しの提出で可。 ・市町村が申請する場合は不要。 ・リースの場合、リース事業者とリース契約先（使用・賃借者）両者のものを添付すること（リース契約先が市町村の場合は、リース事業者のもののみ）。
②	本人確認書類（免許証、住民票等）	写し	△	・申請者がマンション等の管理組合（管理組合法人を除く）の代表者若しくは所有者、個人事業主又は月極駐車場の所有者（法人を除く）の場合に提出。 ・免許証は有効期限内のもので、表裏両面が確認できるもの。 ・住民票は交付申請書（様式第1号）の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。
③	直近の確定申告書B	写し	△	・申請者が個人事業主の場合に提出。 ・第一表及び第二表のいずれも提出すること。
③	県徴収金等の滞納がないこと(完納証明)を証する書類	写し	△	・申請者が法人、マンション等の所有者、個人事業主又は月極駐車場の所有者（法人を除く）の場合に提出。 ・交付申請書（様式第1号）の受付日時点で発行日から3ヶ月以内のもの。 ・市町村が申請する場合は不要。 ・リースの場合、リース事業者とリース契約先（使用・賃借者）両者のものを添付すること（リース契約先が市町村の場合は、リース事業者のもののみ）。
④	誓約書（様式第11号）		○	・市町村が申請する場合は不要。 ・リースの場合、リース事業者とリース契約先（使用・賃借者）両者のものを添付すること（リース契約先が市町村の場合は、リース事業者のもののみ）。

⑤	補助対象経費に係る見積書※	写し	○	・設置工事の区分及び補助対象経費となる工事費の内訳が確認できるもの。 ・充電設備機器のメーカー名、型式を記載すること。 ・施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する場合、補助事業の工事の施行に係る見積書を分離して提出すること。
⑥	設置場所の見取図※		○	・敷地の全体図（施設全体の敷地形状が分かるもの）に、充電設備を設置する駐車スペース場所、施設等の入口（公道から充電設備設置場所への入口）を記載すること。 ・充電設備を設置する駐車スペースに駐車する車両の用途（社用車用、従業員の通勤車用、来客車用等）を記載すること。 ・公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所に充電設備を設置すること（マンション等に属する駐車場に普通充電設備等を設置する場合を除く）。 ・施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること（マンション等に属する駐車場に普通充電設備等を設置する場合を除く）。 ・案内板を設置する位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）を記載すること。 ・書類名称を「設置場所見取図」と明記すること。 ・作成者名、縮尺、作成日を記載すること。 ・市販の地図やWEBサイトの地図を活用することも可。
⑦	設置場所の平面図※		○	・充電設備、付帯設備（車止め、電灯、屋根等）の配置が確認できるもの。 ・充電設備を設置する駐車スペースの区画の寸法を記載すること。 ・充電設備を設置する駐車スペース場所と充電設備までの距離を記載すること。 ・充電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ）を記載すること（急速充電設備設置事業を実施の場合に限る）。 ・配線・配管の記載は不要。 ・書類名称を「設置工事平面図」と明記すること。 ・作成者名、縮尺（1／100以上）、作成日を記載すること。
⑧	電気系統図※		△	・急速充電設備設置事業を実施の場合に提出。 ・補助対象設備間の関係性や電気の流れが確認できるもの。

				・分電盤等の各設備の能力（出力、容量、機器能力）を記載すること。 ・電力会社との責任分界点から、補助対象設備までの接続を確認できるよう記載すること。 ・⑤補助対象経費に係る見積書と突合できるようにすること（配線・配管を含む）。 ・書類名称を「電気系統図」と明記すること。 ・作成者名、作成日を記載すること。
⑨	配線ルート図※		△	・急速充電設備設置事業を実施の場合に提出。 ・平面図又は立面図に、補助対象となる充電設備・配線・配管の位置・経路、長さ及び仕様（アース線、通信線を含む。）、配線方法（埋設、露出、架空等）を記載すること。 ・⑤補助対象経費に係る見積書と突合できるようにすること。 ・書類名称を「配線ルート図」と明記すること。 ・作成者名、作成日を記載すること。
⑩	要部写真※		○	・充電設備本体の設置予定場所を写したもの。 ・充電設備を設置する駐車スペースの設置予定場所（車両が駐車する場所の全景）を写したもの。 ・案内板の設置予定場所写したもの（マンション等に属する駐車場に普通充電設備等を設置する場合を除く）。 ・撮影時には、障害物（駐車車両等）がないようにすること。 ・カラー写真であること。
⑪	リース事業を生業とすることを証する書類	原本	△	・補助対象設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合に提出。 ・①登記事項証明書に記載がある場合は代替することも可。
⑫	土地所有者の設置承諾書 （様式第12号）	原本 又は 写し	△	・補助対象設備の設置場所が借地の場合に提出。 ・充電設備の保有義務期間（5年間）以上において設置することの許諾を得ること。 ・他の補助金・助成金等の申請で別に取得したものがあれば、その写しの提出でも可
⑬	マンション等の管理組合の 現在の代表者が選定された ことを証する書類	原本 又は 写し	△	・マンション等の管理組合（管理組合法人を除く）の代表者が申請する場合に提出。 〈管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類〉 ・総会の議事録等 ・書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等が記載されていること。

⑭	充電設備の設置場所がマンション等であることを証する書類	写し	△	・マンション等へ普通充電設備等を設置し、普通充電設備等の利用者を限定する場合に提出。 ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類。 ・上記の提出ができない場合、マンション等の賃貸借契約書の記載内容から共同住宅等と確認できる書類。
⑮	分譲済みのマンション等への充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていることを証する書類	写し	△	・分譲済みのマンション等へ普通充電設備等を設置し、普通充電設備等の利用者を限定する場合に提出。 ・普通充電設備等の設置が承認・議決された議事録等を提出すること。 ・書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等が記載されていること。
⑯	補助事業に係る発注書	写し	△	・申請日の属する年度の4月1日前に施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する契約を締結し、申請日の属する年度に補助事業に係る工事の施行を開始する場合に提出。
⑰	誓約書（様式第13号）		△	・充電設備をマンション等に属する駐車場、事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場に設置する場合に提出。
⑱	EV等導入の方針（様式第14号）		△	・充電設備を事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場に設置する場合に提出。 ・該当する方針の□欄全てにチェックを行うこと。
⑳	月極駐車場の賃貸借契約書	写し	△	・月極駐車場に普通充電設備等を設置する場合に提出。 ・設置場所名称が記載されていること。 ・1か月単位の契約であり、月額賃料が明記されていること。
㉑	その他知事が必要と認める書類		△	・審査の過程で県から提出を求められた書類があれば提出すること。

(別表3) 実績報告書の添付書類 ※C E V補助金の求める記載内容に準拠すること。○は提出が必須。△は場合により提出すること。

	提出書類			留意事項
①	補助事業に係る発注書	写し	○	・補助対象設備のメーカー名、型式、数量が記載されていること。 ・交付申請書に添付した場合は提出不要。
②	補助事業に係る請求書	写し	○	・設置工事の区分及び補助対象経費となる工事費の内訳が確認できるもの。 ・充電設備機器のメーカー名、型式、数量を確認できるもの。 ・施設等の新築工事又は改修工事に伴い補助事業を実施する場合、補助事業の工事の施行に係る請求書を分離して提出すること。 ・設置工事施工会社の押印があること。
③	補助事業に係る領収書	写し	○	・領収書の金額が請求書の金額を超える場合は、領収書の内訳書を添付すること。 ・設置工事施工会社の押印があること。
④	補助対象設備の保証書		○	・補助対象設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書
⑤	補助対象設備の設置完了証明書(様式第15号)	原本	○	・設置工事施工会社が証明すること。
⑥	完成後の設置場所の見取図※		○	・交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 ・変更がない場合は提出不要。
⑦	完成後の設置場所の平面図※		○	・交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 ・変更がない場合は提出不要。
⑧	完成後の電気系統図※		○	・交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 ・変更がない場合は提出不要。
⑨	完成後の配線ルート図※		○	・交付申請時からの変更を反映させて提出すること。 ・変更がない場合は提出不要。
⑩	要部写真※		○	・充電設備の設置工事完了後に、充電設備の設置状況を示す写真を撮影し、提出すること。 ・交付申請時に提出した⑩要部写真と同一アングルにて、障害物(駐車車両等)がないように撮影

				すること。 ・カラー写真であること。
⑪	他の補助金・助成金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類	写し	△	・他の補助金・助成金等を受給する場合に提出。
⑫	リース料金の算定根拠明細書 (様式第16号)		△	・補助対象設備及びその設置工事をリースする目的で取得する場合に提出。
⑬	リース契約書	写し	△	・リース契約の場合に提出。
⑭	その他知事が必要と認める書類		△	・審査の過程で県から提出を求められた書類があれば提出すること。